
プロジェクト	上場企業等が保有するベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分に係る会計上の取扱い
項目	第 222 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 222 回金融商品専門委員会（2024 年 7 月 24 日開催）において、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）の改正案の文案及び本プロジェクトで対象とする組合等が連結子会社に該当する場合の連結上の取扱いについて聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（金融商品実務指針の改正案の文案に関する意見）

2. 時価評価オプションを適用する場合には、評価差額の「持分相当額」を純資産の部に計上できることを記載することが適切であると考えます。
3. 金融商品実務指針第 132 項なお書きでは、「組合等への出資者の会計処理の基礎とする」との定めがあり、改正案の文案の減損処理に関する定め等においても、この表現との整合性に留意してほしい。
4. 減損処理に関する定めについて、審議した内容を結論の背景により詳細に記載することが適切であると考えます。
5. 時価評価オプションを適用する場合の注記と企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定適用指針」という。）第 24-16 項の注記との関係性について、内数であることを明確にすることが適切であると考えます。
6. 結論の背景において IFRS 会計基準及び米国会計基準へ言及しているが、他の会計基準ではこれらの国際的な会計基準への言及が無い場合があり、このような場合に言及が無いことを理由としてこれらの国際的な会計基準を参照することができないという誤解を生まないように留意してほしい。
7. 時価算定適用指針における投資信託に関する取扱い等においても、IFRS 会計基準及び米国会計基準への言及があり、改正案の文案においても、これらの国際的な会計基準に言

及することに違和感はない。

8. 結論の背景にこれまでの審議の過程が詳細に記載されているが、日本公認会計士協会が公表した実務指針等におけるの記載水準との整合性に留意してほしい。
9. 結論の背景に改正した年を明記しているが、会計基準の利用者としては有用であり、今後の改正でも同様に記載するのが良いと考える。
10. 市場価格のない株式には、子会社株式及び関連会社株式が含まれるのか確認したい。

(本プロジェクトで対象とする組合等が連結子会社に該当する場合の連結上の取扱いに関する意見)

11. VC ファンドの出資持分に係る会計上の取扱いの議論においては、その他有価証券との内的整合性を重視してきたと理解している。時価評価オプションの適用範囲の要件に、「組合契約等において組合等の存続期間が定められていること」を追加した場合、該当する組合等が保有する市場価格のない株式はその他有価証券とは異なる性質であるとして、評価差額を当期の損益とする方が実態を反映するとの考え方が生じ得る。連結上の取扱いは、非上場株式の測定を見直すか否かの議論とも関連するものであり、本プロジェクトは速やかな会計基準の開発が期待されていることから、組合等が連結子会社に該当する場合の会計処理について本プロジェクトの範囲に含めないとする資料第 16 項(1)の提案に賛同する。
12. 本プロジェクトの範囲に含めないとする資料第 16 項(1)の提案に賛同するものの、個別財務諸表における時価評価を連結財務諸表においても引き継ぐ資料第 16 項(2)の提案についても、違和感はない。時価評価オプションの要件が増加することによる複雑性の増加は懸念されるものの、組合等の存続期間の確認のみであれば実務上のハードルは高くないと考える。

(その他)

13. 適用時期についてどのように想定しているか確認したい。

以 上